

松江市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「松江市ふるさと納税推進業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務を提供できる事業者を決定するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

松江市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

「松江市ふるさと納税推進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

松江市内及び本市が指定する場所

(5) 見積限度額（業務委託手数料の提案率）

寄附金額に対する単価契約とし、本業務の見積限度額は寄附金額の4%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

(6) 松江市の経費負担

受託者に支払う経費は次のとおり。

ア 業務委託手数料

寄附額に対して、受託者が提案した率（4%以内）を乗じて算出された額（消費税及び地方消費税を除く）。なお、寄附額は、仕様書の「4 前提」（2）に記載の①～④のポータルサイト経由での寄附金額及びポータルサイトを經由しない寄附金額の合計とする。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除く（災害支援に関連した寄附等）。

イ 返礼品代金

返礼品代金（梱包代等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む）として実費を支払う。当該返礼品に係る個別の寄附金額は、総務省の返礼基準、配送料及びその他経費を加味した上で、本市が決定することとし、返礼品代金は寄附金額の30%以内とする。なお、返礼品代金に中間手数料等を上乗せすることは一切認めない。

ウ 返礼品配送料

返礼品の送付費用として実費を支払う。配送方法については、過剰包装ではない最低限の包装かつ返礼品の品質に影響を及ぼさない方法による。なお、配送料に中間手数料等を上乗せすることは一切認めない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。なお、本プロポーザルにおいて、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 松江市による指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

オ 国税及び地方税に滞納がないこと。

カ 令和4年度中に、本業務と同種・類似の業務の運営実績が5件以上あり、なおかつ年間10億円以上の寄附実績がある自治体の運営実績があること。

キ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(Pマーク)又はISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得(業務に必要な範囲の取得を行っていること。)し、定期的に更新を行っていること。

4 募集日程及び審査日程

項目	日程等
公告	令和6年4月3日(水)
実施要領等の配布	令和6年4月3日(水)から
質問受付期間	令和6年4月3日(水)から 令和6年4月9日(火)17時必着
質問に対する回答	令和6年4月12日(金)まで(順次掲載)
参加表明書の提出期限	令和6年4月19日(金)17時必着
辞退届の提出期限	令和6年5月2日(木)17時必着
企画提案書類の提出期限	令和6年5月2日(木)17時必着
一次審査(書面審査)の実施 ※4者以上の応募があった場合	令和6年5月8日(水)
書面審査の結果通知	令和6年5月8日(水)(予定)
プレゼンテーションの開催	令和6年5月13日(月)(予定)
審査結果通知	令和6年5月14日(火)(予定)
契約締結	令和6年5月末(予定)

5 募集について

(1) 各書類の配布開始日

令和6年4月3日（水）

(2) 配布場所

松江市ホームページに掲載（「ホーム>行政情報>ふるさと納税」からダウンロード可能）

※窓口、郵送、メール等による配布は行いません。

(3) 配布資料

ア 松江市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 仕様書

ウ 松江市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）

エ 参加表明書兼誓約書（様式1）

オ 類似業務実績調書（様式2）

カ 企画提案書（様式3）

キ 業務実施体制表（様式4）

ク 見積書（様式5）

ケ 質問票（様式6）

コ 辞退届（様式7）

6 質問の受付および回答

(1) 質問のできる者

本書および仕様書等に対して質問のできる者は、前記「3 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明書兼誓約書（様式1）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月9日（火）17時必着

(3) 様式

質問票（様式6）

(4) 提出方法

「13 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和6年4月12日（金）までに、松江市ホームページへ順次掲載する。また、松江市の回答は、募集要領および仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(6) その他

質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による質問には対応しない。

7 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書兼誓約書（様式1）
- イ 会社概要（様式自由）
- ウ 類似業務実績調書（様式2）
- エ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内）
- オ 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（発行後3カ月以内）
- カ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（Pマーク）又はISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得（業務に必要な範囲の取得を行っていること。）し、定期的に更新を行っていることを証明できるもの

(2) 提出期限

令和6年4月19日（金）17時必着

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

松江市 産業経済部 商工企画課

(5) 提出方法

持参または郵送とする。持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(6) その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）にて松江市産業経済部商工企画課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

8 企画提案書類

以下の書類を期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、「参加表明書兼誓約書（様式1）」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 仕様等

表紙は企画提案書（様式3）を使い、提案書はA4（縦横不問）とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的・定量的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。なお、理解しにくい用語や専門用語は、脚注を付記すること。

(イ) ページ数

ページ数は30ページ程度を上限とする。ただし、両面使用とすること
(枚数にして15枚程度)。

(ウ) 提案内容

仕様書の内容を満たすものであること。特に仕様書に記載の業務内容に
対する具体的な実施内容、実施方法等は必ず記載すること。また、記載にあ
たっては審査基準も参考にすること。

イ 業務実施体制表(様式4)

ウ 見積書(様式5)

寄附金額あたりの業務委託手数料(%)を小数点第一位まで記載すること(消費
税及び地方消費税を除く)。

(2) 提出期限

令和6年5月2日(木) 17時必着

(3) 提出部数

1部

ただし、前記「ア 企画提案書」は10部(正本1部、副本9部)とする。

(4) 提出先

松江市 産業経済部 商工企画課

(5) 提出方法

持参または郵送とする。持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連
絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、土・日・祝日を除く8時
30分から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたこと
が証明できる方法によることとする。

(6) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場
合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先および提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(オ) 見積限度額(業務委託手数料の提案率)を超えたもの。

(カ) 仕様書の要件を満たさないもの。

(キ) 前記「3 参加資格要件」を満たしていない者による企画提案書等。

イ 制約事項

(ア) 提出書類の作成および提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複
製を作成することがある。

- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9 審査方法

松江市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 一次審査（書面審査）

「8 企画提案書類」の提出が4者以上の場合のみ実施する。

ア 開催期日

令和6年5月8日（水）

イ 実施方法

審査委員会が別に定める審査基準により書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから3者を選定する。ただし、評価順位が3位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和6年5月8日（水）（予定）に、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 開催期日

令和6年5月13日（月）

イ 実施時間

45分程度とし、準備時間5分以内、説明時間25分以内、質疑応答時間15分程度とする。

ウ 出席者

1者3名以内とする。

※業務を受託した際に、実際に統括責任者となる者が必ず出席すること。

エ 受託候補者の選定方法

(ア) 審査基準に基づき、プレゼンテーションでの評価点方式で審査する。

(イ) 審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。

(ウ) 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

(エ) 評価点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

(オ) 順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順

位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

オ その他

(ア) 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、令和6年5月8日(水)(予定)に、電子メールにて通知する。

(イ) プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、パソコンを使用する場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、使用する場合は事前に申し出ること。

(ウ) プレゼンテーションで使用する資料は、「8 企画提案書類」で提出された資料のみとする。

(エ) プレゼンテーションに参加しなかった者は辞退したものとみなす。

10 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して令和6年5月14日(火)(予定)に電子メールで通知し、後日文書で通知する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては受付けない。

11 契約締結に向けての協議

受託候補者と契約締結に向けた協議を行い、仕様書等契約内容について合意した場合は契約を締結する。契約内容については、仕様書及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議・調整のうえ、契約内容を決定する。

12 その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出およびプレゼンテーションの実施等、プロポーザルの参加に要した費用のすべては、提案者の負担とする。

(2) 個人情報

協議資料の請求者または提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施および契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

(3) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施および契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第

5号の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査または契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査または契約を行うことができない場合は延期する。

イ 提案者の損害は提案者の負担とする。

1.3 問い合わせ先・書類提出先

松江市 産業経済部 商工企画課（担当：島・石原）

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

TEL：0852-55-5519 / FAX：0852-55-5553

電子メールアドレス：furusato@city.matsue.lg.jp